

# 社会福祉法人若樹会定款

社会福祉法人 若樹会

# 社会福祉法人若樹会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 特定相談支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人若樹会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番地1に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

#### (評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等及び費用弁償)

- 第8条 評議員の地位に対しての報酬は、評議員会において別に定める規程により無報酬とする。
- 2 評議員には、別に定める規程により費用を弁償する。

### 第3章 評議員会

#### (構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。

- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事

録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

### (役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上 7名以内
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を、理事長、1名を副理事長とする。

### (役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等及び費用弁償)

第22条 理事及び監事の役員の地位に対しての報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準により無報酬とする。

2 役員には、別に定める規程により費用を弁償する。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは副理事長が、理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、理事長があらかじめ指名する理事が、順次に理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- |                               |                                       |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番1  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (1, 554. 23 平方メートル) |
| (2) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂83番1  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (928. 63 平方メートル)    |
| (3) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂87番1  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (510. 00 平方メートル)    |
| (4) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂84番2  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (30. 31 平方メートル)     |
| (5) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番4  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (364. 26 平方メートル)    |
| (6) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番6  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (4. 81 平方メートル)      |
| (7) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番7  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (277. 68 平方メートル)    |
| (8) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂87番3  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (79. 70 平方メートル)     |
| (9) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂87番4  | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (36. 12 平方メートル)     |
| (10) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂87番5 | 所在のふくしの家<br>敷地 1筆 (207. 16 平方メートル)    |

- (11) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番地1・83番地1・87番地  
1 所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建  
ふくしの家 養護施設 1棟 (557.75平方メートル)
- (12) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番地1・83番地1・87番地  
1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ふくしの家  
作業所 1棟 (18.21平方メートル)
- (13) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番地1・83番地1・87番地  
1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建ふくしの家  
車庫 1棟 (47.74平方メートル)
- (14) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86番地1 所在の鉄骨造亜鉛メ  
ッキ鋼板葺平家建ふくしの家  
作業所・倉庫 1棟 (158.55平方メートル)
- (15) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂87番地1・86番地1 所在の鉄  
骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ふくしの家  
車庫 1棟 (74.40平方メートル)
- (16) 福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂87番地1・86番地1 所在の  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ふくしの家  
作業所 1棟 (143.00平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。  
4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。  
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続  
をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、会津若松市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、会津若松市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合  
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 会津障害者就業・生活支援センター受託運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、会津若松市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を会津若松市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人若樹会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 鈴木 静一

理事 大原 正子

理事 阿部津平次

理事 高谷 雄三

理事 山口 豪志

理事 大橋 寛一

理事 笹内 清弘

理事 河井倭文子

理事 木田 洋子

理事 小沼 光子

理事 本名 猛

理事 河野 富美

理事 武藤 裕

監事 鈴木 三保

監事 山田 昌道

2 この定款は、本法人の設立許可の日から施行する。

附則

この定款は、昭和61年11月1日から施行する。

附則

この定款は、昭和63年10月11日から施行する。

附則

この定款は、平成元年7月11日から施行する。

附則

この定款は、平成4年7月21日から施行する。

附則

この定款は、平成5年10月29日から施行する。

附則

この定款は、平成6年12月21日から施行する。

附則

この定款は、平成8年8月16日から施行する。

附則

この定款は、平成8年12月6日から施行する。

附則

この定款は、平成9年7月28日から施行する。

附則

この定款の変更は、平成11年3月16日（福島県知事の認可のあった日）より施行する。

ただし、第1条は、平成11年4月1日より施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成13年7月10日）から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成13年10月5日）から施行する。

附則

この定款の変更は、平成15年5月27日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日平成16年4月26日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日平成17年9月15日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日平成19年3月26日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日平成20年8月12日から施行する。

附則

この定款の変更は、平成20年9月12日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日平成21年7月16日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日平成23年12月6日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日平成24年5月18日から施行する。

附則

この定款の変更は、会津若松市長の認可のあった日平成25年5月30日から施行する。

附則

この定款の変更は、会津若松市長の認可のあった日平成27年4月20日から施行する。

附則

この定款の変更は、会津若松市長の認可のあった日平成28年6月7日から施行する。

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人若樹会定款施行細則

- 1 第8条及び第21条规定する、評議員、役員の報酬は無報酬とする。ただし、研修会への参加や法人運営に関する会議に、出席した場合は費用を弁償する。
- 2 第26条第2項に規定する、理事長があらかじめ指名する理事の順次は次のとおりとする。

### 理事の順次

副理事長 羽金 輿八  
理 事 佐藤 ちはや  
理 事 山口 豪志  
理 事 笹内 清弘  
理 事 小沼 光子  
理 事 市川 謙介

## 役員の費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若樹会定款第8条第2項及び第21条第2項の規定に関する必要な事項について定める。

### (費用弁償)

第2条 役員（理事・評議員・監事）が、理事会・評議員会等に出席する場合

は、日当及び昼食等の現物を支給することができる。

役員が、その業務にあたる場合は、日額3,000円を支給する。

2 役員が研修会等へ参加する場合は、若樹会旅費規程に基づいて支給する。

3 監事が、その業務にあたる場合は、日額6,000円を支給する。

4 評議員選任・解任委員会に出席する委員には、日額3,000円を支給する。

### 附 則

この規程は、平成14年8月23日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 【別表2参考資料】

社会福祉法人若樹会定款24条（権限）では、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告することとしています。

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務があります。法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることができます。

①「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

④設備資金の借入れに係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) ③に同じ

⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参照しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1)⑤に同じ (注2) 当該取得について以下⑤に同じ

⑦損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産は除く。

(注1) ⑤に同じ (注2) 当該売却等について以下⑤に同じ

⑧予算上の予備費の支出

⑨利用者の日常の処遇に関すること

⑩利用者の預り金に日常の管理に関するこ

⑩寄付金の受入に関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

※これらの中には諸規定において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。